

会則 補足事項

入会・年会費・会員資格・情報変更・退会について(補足事項)

入会手続きについて

入会手続きはホームページの「[入会手続き](#)」のページから行っていただきます。
申し込みフォームの注意書きを良くご覧頂き、手続きをお願いいたします。
手続き後 1 週間以内に、事務局より会費納入の案内を郵送いたします。
年会費納入が確認された時点で、正式会員となり、会員専用ページを閲覧するためのIDとパスワードを登録メールアドレス宛に通知いたします。

年会費について

加盟単位は法人単位ではなく施設・事業所単位となります。
会則に規定の通り、定員 19 名までの施設事業所は年会費 10,000 円
20 名を超える定員の施設事業所は 20,000 円となります。
同一法人で複数加盟を希望される場合、施設・事業所毎にお申込み下さい。
会費の発生は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、年度途中の入会の場合、減額措置は御座いません。入会時期に関わらず年会費は一律となります。

会員資格について

会員資格は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、退会届が提出されない限り翌年度は自動継続となります。

会員は児童発達支援に関わる法令・その他施設の運営に必要な重要事項などいち早くホームページの会員専用ページより情報を得る事が出来ます。
緊急情報などはメール一斉配信により実施する場合があります。
事務局からのメールを確実に受信できるように設定していただく必要が御座います。

会員は当協議会が主催する研修会・講習会などを会員特別料金にて受講する事が可能となります。

但し、加盟は法人単位ではなく施設単位となり、同一法人で複数施設がある場合、例えば、肢体通園・知的通園・を運営し、肢体通園のみの加盟の場合、肢体通園部門の職員のみが、会員特別料金の対象となり、知的通園部署の職員は非加盟施設の職員としての扱いとなります。

受講証明書や修了証などには必ず所属施設名称が記載されます。

会員情報の変更について

会員情報の変更があった場合、速やかな手続きをお願いします。

情報変更は入会申込み手続きと同じ方法にて行い、申込みフォームの最後のコメント欄に「訂正」の記載をお願いします。

記載ミス防止の為、事務局では原簿情報の書き換えは一切行ないません。

メール配信や郵便物に記載される情報は、全て原簿からの自動転記プログラムによって行われております。記載間違いや漏れの無いようにお願いいたします。

退会について

会員資格が自動的に継続になる事に伴い、退会届は、毎年年度末までに受理されなくてはなりません。次年度の退会を予定しておられる場合、早めの手続きをお願いいたします。退会届の提出が3月31日を越えますと、次年度の年会費の支払い義務が発生しますので、十分にご注意下さい。

年度途中の退会につきましては減額や払い戻しの措置は御座いません。

会員資格は該当年度末まで有効となります。

2011年5月15日 定期総会を以って承認